資料４－１

公立大学法人大阪が徴収する料金の上限（案）≪概要≫

料金の上限は、地方独立行政法人法第23条に基づき、法人が、授業料、入学料等業務に関する料金を徴収するときには、あらかじめその上限を定めて、設立団体の認可を受けなければならない。また、認可の際には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

認可にあたっては、地方独立行政法人法第123条第１項の規定により、設立団体の長が協議し、認可するものである。

１　法人がその業務に関して徴収する料金の範囲

　　大阪府立大学、大阪市立大学（医学部附属病院を含む。）及び大阪府立大学工業高等専門学校の業務に関するものが対象であり、「授業料」、「入学料」、「入学検定料」、「証明書発行手数料」、「医学部附属病院の使用料等」等について、料金の上限を定める。

２　料金の上限

現行の大阪府立大学、大阪市立大学（医学部附属病院を含む。）及び大阪府立大学工業高等専門学校にかかる料金の上限に平成31年10月からの消費増税を反映した料金を上限（※）とする。

* 「授業料」、「入学料」、「入学検定料」は非課税のため料金は現行どおり

【　参考　】

○地方独立行政法人法

(料金)

第23条　地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。